

光市公告第16号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年4月15日

光市長 芳岡 統

記

1 契約名

令和7年度光市市民活動補償制度保険料

2 契約場所

光市地域づくり推進課

3 保険の内容

別紙「令和7年度光市市民活動補償制度保険料仕様書」のとおり

4 契約期間

令和7年6月1日午後4時から令和8年6月1日午後4時まで

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（その他）、保険」に登録されていること。

- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

6 申請書類

一般競争入札参加資格確認申請書

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市地域づくり推進課生涯学習・市民活動支援係のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市地域づくり推進課生涯学習・市民活動支援係（〒743-0063 光市島田四丁目14番3号）に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着とすること。
- (2) 申請書類の提出期限は、令和7年4月21日（月）午後5時15分までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和7年4月23日（水）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリにて通知する。

10 質問の方法

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

- (2) 質問書の提出期限は、令和7年4月28日（月）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和7年5月7日（水）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

11 入札書等の送付先及び到着期限

送付記録が残る方法にて到着期限までに必着とすること。

- (1) 送付先

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
光市入札監理課

- (2) 到着期限

令和7年5月12日（月） 午後5時まで

12 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年5月13日（火） 午前10時
- (2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

13 入札保証金

免除

1.4 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 入札書に記載する金額は、傷害保険及び賠償責任保険の合計金額を記載すること。

イ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送により入札書を提出すること。

イ 郵送方法については、別添1 郵便入札の郵送方法によること。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）及び別添2 郵便入札無効の要件の例による。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）及び光市郵便入札に関する試行要領の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。